敷金・保証金	101	（資本金）	
保証債務見返	814,100	政府出資金	5,000
		（欠損金）	△ 432,708
		繰越欠損金	△ 405,684
		当期未処理損失	△ 27,023
		（純資産合計）	△ 427,708
資産合計	1,927,734	負債・純資産合計	1,927,734

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成21年４月１日　至平成22年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	50,206	（経常収益）	23,182
債権処理会社助成事業費		資産運用収入	
業務推進助成金	38,648	金融安定化拠出基金資産運用収入	11,286
一般管理費	271	特例業務負担金収入	177
金融安定化拠出基金繰入	11,286	金融安定化拠出基金戻入	11,624
（特別損失）		事業外収益	88
固定資産除却損	0	資産見返負担金戻入	6
		（当期損失金）	27,023
合計	50,206	合計	50,206

㈱１．当期損失金27,023百万円は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則（平成８年大蔵省令第34号）第５条第２項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　68百万円

３．引当金の計上基準

⑴　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

⑵　金融安定化拠出基金

債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成８年法律第93号。以下「住専法」という。）第９条第１項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第２項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　その他

住専法第10条の規定による債権処理会社に対する助成金の交付について、債権処理会社である整理回収機構から、決算に基づく平成21年度業務推進助成金交付申請書の提出を平成22年５月28日に受けた。整理回収機構では、平成21事業年度で収益処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の費用となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、27,847百万円の見込みである。

金融再生勘定

貸　借　対　照　表

（平成22年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	6,356	（流動負債）	751,494
現金・預金	94	短期借入金	250,800
短期貸付金	165	預金保険機構債（１年内償還）	500,000
預け金	3,913	機構債発行差額（１年内償還）	51
有価証券	1,389	未払金	112
仮払金	18	未払費用	397
前払費用	13	前受収益	29
未収収益	537	仮受金	104
未収金	224	（固定負債）	1,149,910
貸倒引当金	△ 0	預金保険機構債	1,150,000
（固定資産）	1,595,314	機構債発行差額	△ 114
資産買取事業資産	1,587,290	退職給与引当金	25
買取資産	1,626,183	（負債合計）	1,901,405
貸倒引当金	△ 38,892	（欠損金）	△ 299,735
有形固定資産	16	繰越欠損金	△ 309,144
建物	10	当期未処分利益	9,408
工具・器具・備品	5	（純資産合計）	△ 299,735
無形固定資産	0		